

高等学校3年生のみなさんへ

薬物について 誤解をしていませんか??

薬物乱用は、無限大の可能性のあるみなさんの将来を台無しにします。
もう一度、薬物乱用の危険性・有害性について考えてみませんか。

愛する自分を大切に
Yes To Life, No To Drugs.



厚生労働省



文部科学省

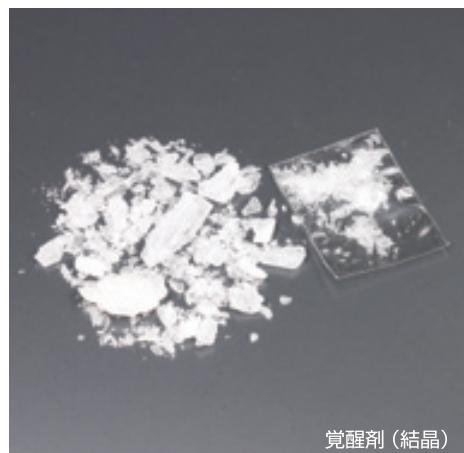
薬物乱用とは？

社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

覚醒剤

Q どのような害があるのですか??

A 覚醒剤を乱用すると、幻覚や妄想が現れて、覚醒剤精神病になります。大量に摂取すると、死に至ります。乱用をやめても、再燃（フラッシュバック）と呼ばれる、乱用時に体験した幻覚や妄想の出現に悩まされます。



Q どのようなものですか??

A 神経を興奮させる作用があり、形状は主に白色粉末や無色透明の結晶です。暴力団、不良外国人などが密売し、「元気になる」「やせる」効果があるとして売られています。「シャブ」「エス」「スピード」「氷」などの隠語があります。



覚醒剤事犯の検挙人数の推移

■ 未成年
■ うち高校生



- ◆「1回だけなら大丈夫。すぐやめられる」という甘い誘いと好奇心から、安易な気持ちで薬物を使い始めても、薬物の「依存症」と「耐性」によって使用する量や回数がどんどん増え、脳は回復困難なダメージを受けて、自分の意志ではやめることができなくなります。
- ◆国内で乱用されている主な違法薬物には、覚醒剤、大麻、MDMAなどがあります。特に大麻は、近年、若者の間に広がりを見せており、みなさんも注意が必要です。

大麻（マリファナ）

Q どのような害があるのですか??

A 「大麻に害がない」というのは全くの誤解です。アルコールやたばこと比べて、人体への有害性は低いということはありません。WHO（世界保健機関）の報告によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用をやめても依存性が残るなどとされています。



大麻草

Q どのようなものですか??

A 大麻草の葉を乾燥させたものや、樹脂を固めたものがあります。所持したり、提供したりすることはもちろん、不正栽培も処罰対象となります。種子の売買にあたり、「観賞目的」という言い訳は通じません。なお、大麻を合法であると謳っている国はありません。「ハッパ」「クサ」「チョコ」「野菜」などの隠語があります。



乾燥大麻



大麻樹脂

大麻事犯の検挙人数の推移

■ 未成年
■ うち高校生



MDMA

Q どのような害があるのですか??

A MDMAを乱用すると、知覚を変化させ、幻覚が現れることがあります。大量に摂取すると高体温になり、死に至ります。



Q どのようなものですか??

A MDMAは化学薬品から作られた錠剤型の麻薬で、カラフルな色合いとデザインされた刻印が特徴的です。錠剤の中には、各種の薬物が混入されていることが多い、その乱用は健康を害します。死亡例もあります。「エクスタシー」「バツ」「玉」などの隠語があります。



MDMAなど合成薬物の検挙人数の推移

未成年



違法ドラッグ

Q どのような害があるのですか??

A 違法ドラッグを乱用すると、脳や身体に影響を与える可能性が高く、吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがあります。

覚醒剤や大麻などと同様、自分の意志で乱用をやめることができなくなる危険性が高いものです。



Q どのようなものですか??

A 違法ドラッグは、写真のように、ハーブやビデオクリーナーなどの形態で「合法」「法律に違反しない」と偽って販売されている危険な薬物です。作用も安全性も保証されていません。



薬物の乱用は、法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とそれに関連する行為についての主な罰則です。

営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。

手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり、処罰の対象になります。

海外での所持なども国外犯規定が適用され、処罰の対象となります。

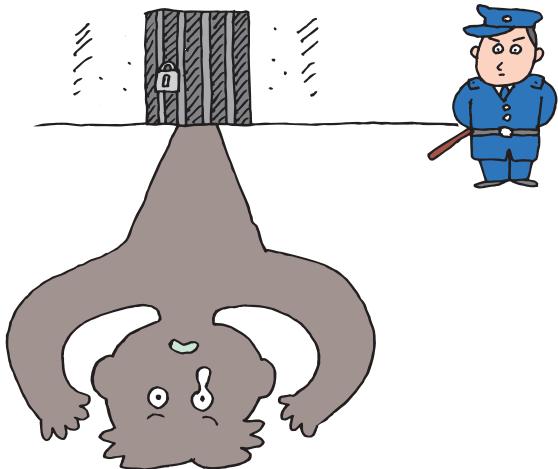
覚醒剤

- 輸入・製造 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役

大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。
また、そのために大麻の種子を所持したり、
提供したりすることは、処罰対象となります。



MDMA

- 輸入・製造 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 7年以下の懲役

違法ドラッグ（「指定薬物」）

- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 5年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科

薬物乱用の甘い誘い



- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ!
- イライラがとれてすっきりするよ

- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)

- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ

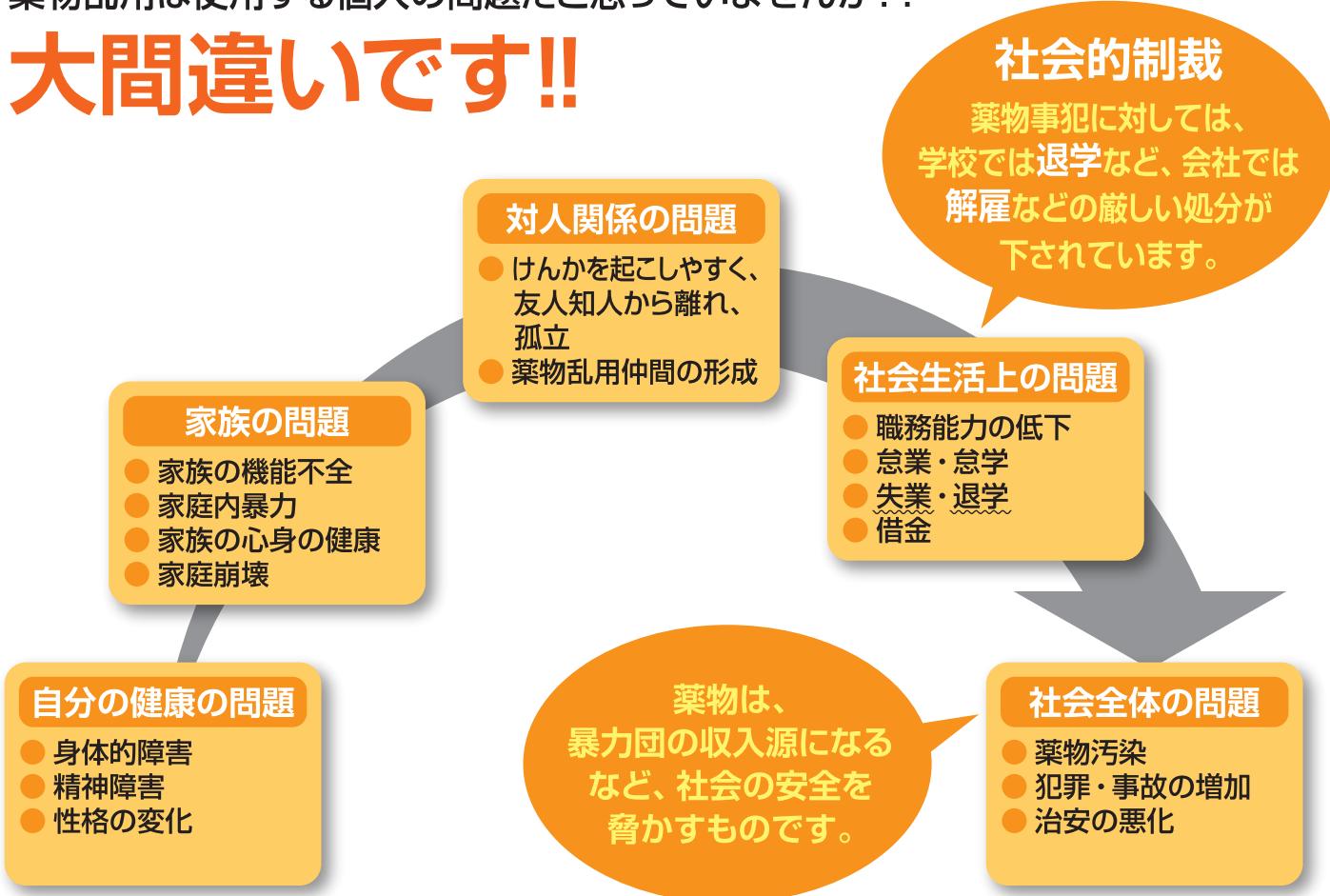
答えは「No!」

危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です。

薬物乱用は、あなただけでなく、あなたの家族も、あなたの周囲も不幸にします。

「自分のお金で薬物を買い、自分で使用するのなら、他人に迷惑はかけていない」
薬物乱用は使用する個人の問題だと思っていませんか??

大間違いです!!



薬物乱用者の告白

1回ぐらいなら……………(30歳 男性)

私が初めて覚醒剤を使ったのは、20歳の時のことでした。地元の友人たちと一緒に遊んでいた時に、その中の1人が、覚醒剤を持って来歩いて、「これ使うと楽しいよ」と言って勧めて来たのです。

覚醒剤を使った友人たちは、覚醒剤の効果なのか、皆楽しそうにしており、それを見ているうちに、私は自分だけ置いてけぼりになっている感じがしました。「皆もやってるんだから、1回ぐらいなら大丈夫だろう」という軽い気持ちで、覚醒剤を注射してもらいました。その後も、友人が覚醒剤を使っているところを目の当たりにすると、私も、ちょくちょく覚醒剤を分けてもらって使うようになり、半年程経った頃には、完全に覚醒剤の虜(とりこ)。自分で覚醒剤を買って使うようになっていました。1年位経った頃、部屋の中で人に見張られているような幻覚や、その人に「死ね」などと悪口を言われる幻聴を感じるようになっていました。結局、私は、幻覚などが原因で仕事を辞め、収入がなくなつてからは、覚醒剤を買うために、両親に暴力を振るってお金を貰得するようになりました。覚醒剤を使う時、私は決まって「今回だけ」と自分に言い訳をしており、結局、この「今回だけ」の積み重ねで、覚醒剤をやめられなくなっていました。

そんな時、私は麻薬取締官に逮捕されたのです。逮捕された時は、とてもショックでした。しかし逮捕してもらったことで、無理矢理にでも覚醒剤との縁を絶ち切ることができました。逮捕を機に自分を見つめ直す時間ができ、自分が精神的に弱い人間であることに気付くことができました。今でも幻覚から逃げたくて、覚醒剤を使いたくなることがあります。覚醒剤の誘惑に負けないように、いつまでもクリーンでいるよう努力していきたいと思います。

薬物について、相談できるところがあります。

- 薬物問題に関しては、一人で悩まないで、すぐに、あなたの家族・あなたの周囲の大人に相談することが大切です。
- 相談窓口は、すぐ近くにあります。

相談窓口

- 都道府県薬務主管課
- 都道府県／政令市精神保健福祉センター
- 地方厚生局麻薬取締部
- 警察署

(詳細は、裏面をご参照ください)

薬物乱用を防止するには。

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 自分自身の心身を大切にして、友人や家族に迷惑をかけないためにも、誘われたら「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族にも相談すること。



薬物乱用問題についてさらに詳しくは、
厚生労働省ホームページをご参照ください。
「薬物乱用防止に関する情報のページ」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>
QRコードで携帯でも御覧いただけます▶▶▶



厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL. (03) 5253-1111

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL. (03) 5253-4111

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9 (第1岡名ビル2F)
TEL. (03) 3581-7436~7 FAX. (03) 3581-7438

●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部 ☎011-726-1000
 東北厚生局麻薬取締部 ☎022-227-5700
 関東信越厚生局麻薬取締部 ☎03-3512-8690
 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室 ☎045-201-0770
 東海北陸厚生局麻薬取締部 ☎052-961-7000
 近畿厚生局麻薬取締部 ☎06-6949-3779
 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室 ☎078-391-0487
 中国四国厚生局麻薬取締部 ☎082-228-8974
 四国厚生支局麻薬取締部 ☎087-823-8800
 九州厚生局麻薬取締部 ☎092-431-0999
 九州厚生局麻薬取締部小倉分室 ☎093-591-3561
 九州厚生局沖縄麻薬取締支所 ☎098-854-0999
 北海道医療薬務課 ☎011-231-4111
 北海道立精神保健福祉センター ☎011-864-7121
 札幌こころのセンター ☎011-622-0556
 青森県医療薬務課 ☎017-734-9289
 青森県立精神保健福祉センター ☎017-787-3951
 岩手県保健衛生課 ☎019-629-5467
 岩手県精神保健福祉センター ☎019-629-9617
 宮城県薬務課 ☎022-211-2653
 宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-0021
 仙台市精神保健福祉総合センター ☎022-265-2191
 秋田県医療薬事課 ☎018-860-1407
 秋田県精神保健福祉センター ☎018-831-3946
 山形県保健薬務課 ☎023-630-2333
 山形県精神保健福祉センター ☎023-624-1217
 福島県薬務課 ☎024-521-7233
 福島県精神保健福祉センター ☎024-535-3556
 茨城県薬務課 ☎029-301-3388
 茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870
 栃木県薬務課 ☎028-623-3119
 栃木県精神保健福祉センター ☎028-673-8785
 群馬県薬務課 ☎027-226-2665
 群馬県こころの健康センター ☎027-263-1166
 埼玉県薬務課 ☎048-830-3633
 埼玉県立精神保健福祉センター ☎048-723-1111
 さいたま市こころの健康センター ☎048-851-5665
 千葉県薬務課 ☎043-223-2620
 千葉県精神保健福祉センター ☎043-263-3891
 千葉市こころの健康センター ☎043-204-1582
 東京都薬務課 ☎03-5320-4505
 東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎03-3302-7575
 東京都立多摩総合精神保健福祉センター ☎042-376-1111
 東京都立精神保健福祉センター ☎03-3842-0948
 神奈川県薬務課 ☎045-210-4972
 神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-8822
 横浜市こころの健康相談センター ☎045-476-5505
 川崎市精神保健福祉センター ☎044-200-3195
 相模原市精神保健福祉センター ☎042-769-9818
 新潟県医療薬事課 ☎025-280-5187
 新潟県精神保健福祉センター ☎025-280-0111
 新潟市こころの健康センター ☎025-232-5560
 富山県くすり政策課 ☎076-444-3234
 富山県心の健康センター ☎076-428-1511
 石川県薬事衛生課 ☎076-225-1442
 石川県こころの健康センター ☎076-238-5761
 福井県医薬食品・衛生課 ☎0776-20-0347
 福井県精神保健福祉センター ☎0776-26-7100
 山梨県衛生薬務課 ☎055-223-1491
 山梨県立精神保健福祉センター ☎055-254-8644
 長野県薬事管理課 ☎026-235-7159
 長野県精神保健福祉センター ☎026-227-1810
 岐阜県薬務水道課 ☎058-271-5731
 岐阜県精神保健福祉センター ☎058-273-1111
 静岡県薬事室 ☎054-221-2413

静岡県精神保健福祉センター ☎054-286-9245
 静岡市こころの健康センター ☎054-285-0434
 浜松市精神保健福祉センター ☎053-457-2709
 愛知県医薬安全課 ☎052-954-6305
 愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
 名古屋市精神保健福祉センター ☎052-483-2095
 三重県薬務食品室 ☎059-224-2330
 三重県こころの健康センター ☎059-223-5241
 滋賀県医療薬務課 ☎077-528-3635
 滋賀県立精神保健福祉センター ☎077-567-5010
 京都府薬務課 ☎075-414-4790
 京都府精神保健福祉総合センター ☎075-641-1810
 京都市こころの健康増進センター ☎075-314-0355
 大阪府薬務課 ☎06-6941-9078
 大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2811
 大阪市こころの健康センター ☎06-6922-8520
 堺市こころの健康センター ☎072-258-6646
 兵庫県薬務課 ☎078-362-3270
 兵庫県立精神保健福祉センター ☎078-252-4980
 神戸市こころの健康センター ☎078-672-6500
 奈良県薬務課 ☎0742-22-1101
 奈良県精神保健福祉センター ☎0744-43-3131
 和歌山県薬務課 ☎073-441-2663
 和歌山県精神保健福祉センター ☎073-435-5194
 鳥取県医療指導課 ☎0857-26-7203
 鳥取県立精神保健福祉センター ☎0857-21-3031
 島根県薬事衛生課 ☎0852-22-5259
 島根県立心と体の相談センター ☎0852-32-5905
 岡山県医薬安全課 ☎086-226-7341
 岡山県精神保健福祉センター ☎086-272-8839
 岡山市こころの健康センター ☎086-803-1273
 広島県薬務課 ☎082-513-3221
 広島県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
 広島市精神保健福祉センター ☎082-245-7731
 山口県薬務課 ☎083-933-3018
 山口県精神保健福祉センター ☎0835-27-3480
 徳島県薬務課 ☎088-621-2233
 徳島県精神保健福祉センター ☎088-625-0610
 香川県薬務感染症対策課 ☎087-832-3301
 香川県精神保健福祉センター ☎087-804-5565
 愛媛県薬務衛生課 ☎089-912-2393
 愛媛県心と体の健康センター ☎089-911-3880
 高知県医療薬務課 ☎088-823-9683
 高知県立精神保健福祉センター ☎088-821-4966
 福岡県薬務課 ☎092-643-3287
 福岡県精神保健福祉センター ☎092-582-7500
 福岡市精神保健福祉センター ☎092-737-8825
 北九州市立精神保健福祉センター ☎093-522-8729
 佐賀県薬務課 ☎0952-25-7082
 佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
 長崎県薬務行政室 ☎095-824-1111
 長崎こども・女性・障害者支援センター ☎095-844-5132
 熊本県薬務衛生課 ☎096-333-2242
 熊本県精神保健福祉センター ☎096-386-1166
 大分県薬務室 ☎097-536-1111
 大分県こころとからだの相談支援センター ☎097-541-5276
 宮崎県医療薬務課業務対策室 ☎0985-26-7060
 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
 鹿児島県薬務課 ☎099-286-2804
 鹿児島県精神保健福祉センター ☎099-255-0617
 沖縄県薬務衛生課 ☎098-866-2215
 沖縄県立総合精神保健福祉センター ☎098-888-1443

●全国各保健所

●各都道府県警察署

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。

■リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみ用いて作製しています。